

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	制定	B0628	製品の幾何特性仕様(GPS)－製造管理のための幾何特性の分解	Geometrical prduct specifications (GPS)－Decomposition of geometrical characteristics for manufacturing control	【制定・改正する理由(必要性)】 図面に指示されたGPS仕様(サイズ、形状、位置、姿勢などの製品の幾何特性仕様)を満足するために、製造工程で製品が加工されて仕上げられる。その後、仕上がった状態が図示された仕様を満足しているかを検証するために、さまざまな測定が実施される。 測定で得られた結果には、形状の偏差・姿勢の偏差・位置の偏差などの複数の成分が含まれている。ISO 20170は、測定結果(形状の偏差・姿勢の偏差・位置の偏差のそれぞれの成分を求める前、すなわち分解前の状態)から、対象物のサイズ(寸法)、形状の偏差・姿勢の偏差・位置の偏差の各成分に分解して、それぞれの値を、製造工程にフィードバックして、製造工程を管理する手法を標準化したものである。国内製造業の製造管理の向上、国際整合化を図るため、ISO 20170を基にしたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 製造工程の信頼性を向上させ、高効率化が期待できる。また、部品そのものの互換性、高精度化に寄与できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号 ・原則		ISO 20170:2019 Geometrical product specifications ((GPS) – Decomposition of geometrical characteristics for manufacturing control	IDT	第2条の該当号: 2(生産方法) 対象事項: 鋳工業品全般	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	公益社団法人日本設計工学会のWG	2026年4月		2
JSA	08 機械要素	制定	B2353	油圧・空気圧用及び一般用途用金属製管継手－油圧用継手の試験方法	Metallic tube connections for fluid power and general use – Test methods for hydraulic fluid power connections	油圧用継手の試験方法を規定したJIS B 2351-5(油圧・空気圧用及び一般用途用金属製管継手－第5部:油圧用ねじ継手の試験方法)は、ISO 8434-5(Metallic tube connections for fluid power and general use－Part 5: Test methods for threaded hydraulic fluid power connections)を基に、2000年に制定された。その後、ISO 8434-5は廃止され、ISO 19879(Metallic tube connections for fluid power and general use－Test methods for hydraulic fluid power connections)が2005年に制定され、さらに2010年に改訂されたため、この2010年版を対応国際規格として、2012年に改正された。 JIS B 2351-5は、元々油圧用のねじ付き金属製管継手を対象とした試験規格であるため、ISO 19879に規定するフランジ継手については除外されていた。また、「真空試験」及び「振動を伴う衝撃圧試験」は、JIS B 2351-1(油圧・空気圧用及び一般用途用金属製管継手－第1部:24°くい込み式管継手)(対応国際規格ISO 8434-1)に規定されていないことから除外されていた。その後、ISO 19879は、用語と使用管選択方法の明確化を主な目的とし、2021年に第3版として改訂されている。 今回、フランジ継手にまで対象範囲を広げ、試験の種類を増やし、さらに国際規格と整合させるために、部編成ではない個別の規格として制定する必要がある。 なお、これに伴いJIS B 2351-5は廃止する予定である。	この規格の制定を行うことによって、試験の対象範囲が広くなるとともに、試験の種類も増加する。また、技術的内容が対応国際規格に整合することで、国際的な互換性を確保することが可能となり、取引の公正化及び相互理解の促進を図ることが期待されるとともに、国際競争力の向上に期待が持てる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・一般要求事項 ・試験装置 ・繰返し結合試験 ・漏れ試験 ・耐圧試験 ・破壊試験 ・耐衝撃圧試験 ・真空試験 ・過締付試験 ・振動試験 ・振動を伴う隊衝撃圧試験 ・規格適合表示	B2351-5	ISO 19879:2021 Metallic tube connections for fluid power and general use – Test methods for hydraulic fluid power connections	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 油圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年10月	23.040.60; 23.100.40	4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	制定	B7158-4	顕微鏡対物レンズの性能及び表示－第4部:偏光特性	Microscopes－Designation of microscope objectives－Part 4: Polarization characteristics	顕微鏡を用いた岩石・鉱物学、高分子化学、生物化学などの近年の進展によって、顕微鏡の対物レンズの偏光特性が、それらの研究において欠かすことができないものとなっていたが、ISO規格、JISなどでの標準化は行われていなかった。こうした中、2024年に偏光特性を規定するISO 19012-4 (Microscopes－Designation of microscope objectives－Part 4: Polarization characteristics)が発行され、上記の状況及び国際規格との規定の整合化の観点から、ISO 19012-4を基にJISを制定する必要がある。	この制定によって、顕微鏡の対物レンズの偏光特性が明確になり、効率的な開発・生産活動に寄与するとともに、国際規格との整合化を図ることで、貿易の障壁の解消が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 要求事項		ISO 19012-4 Microscopes－Designation of microscope objectives－Part 4: Polarization characteristics	IDT	第2条の該当号: 1 (性能) 対象事項: 光学顕微鏡	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: い、いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	日本顕微鏡工業会のWG	2025年10月	37.020	4
JSA	01 基本	制定	B7745-1	金属材料の単軸疲労試験のための動的試験力校正法－第1部:疲労試験装置	Dynamic force calibration method for uniaxial fatigue test of metallic materials－Part 1: Fatigue testing systems	【制定・改正する理由(必要性)】 室温・大気中において、鉄鋼のような多くの実用金属材料では、1000万回繰返しても破損しない応力以下では永久に破損しないものと考えられてきた。ところが、近年、そのような応力であっても、1億回～10億回繰り返した場合に破損する現象が注目され、ギガサイクル疲労と呼ばれている。ギガサイクル疲労のような現象は、近年利用が増加している高強度金属材料においてしばしば認められる。通常の疲労試験装置を用いて30Hz程度の速度で試験を行う場合、4日程度で1000万回の繰り返しが達成されるが、ギガサイクル疲労試験では、1ヶ月～1年程度の試験期間が必要となり、喫緊の需要に対応できないだけでなく、新材料の開発にも支障をきたすことになる。そのため、数百Hzの速度で疲労試験を行うための疲労試験装置が開発されてきた。50Hz程度以下の速度であれば、JIS B 7721に規定されている静的な試験力校正で十分であったが、100 Hz以上の高速試験においては、試験片や試験装置の慣性力の影響を考慮するとともに測定装置の周波数特性を考慮した動的校正が必要となる。そのため、ISO 4965-1:2012が制定されたが、国内で十分に認知されておらず、これまでは、試験機関独自の方法で動的校正を行っている。また、現在、海外取引のある企業では、海外事業者製の疲労試験機が用いられることが多い。その原因は、我が国で製造されている疲労試験機の精度が海外において十分に認知されていないことを危惧しているためである。これらのことから、国際的に認知され得る試験結果の妥当性を保証する上で、ISOに整合したJISを制定する必要がある。この規格は、単軸、正弦波、一定振幅試験において被試験材に負荷される動的試験力範囲と疲労試験装置によって示される試験力範囲との間の関係を決定するための方法について規定する。	【期待効果】 この規格の制定によって、国内における疲労試験機の動的試験力校正方法が統一され、かつ、国際規格との整合が図られることによって、我が国で実施された疲労試験結果及びそれをもとに設計された機械製品の信頼性を保証することができる。また、このことによって、取引の円滑化に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・一般的な要求事項 ・方法 ・結果の算出 ・報告書 ・(附属書)使用者に提供する再校正に関する指針		ISO 4965-1:2012 Metallic materials－Dynamic force calibration for uniaxial fatigue testing－Part 1: Testing systems	IDT	第2条の該当号: 4 (検査方法) 対象事項: 疲労試験機	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: い、いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	公益社団法人日本材料学会のWG	2026年4月	77.040.10	3

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	01 基本	制定	B7745-2	金属材料の単軸疲労試験のための動的試験力校正法－第2部:動的校正デバイス計測器	Dynamic force calibration method for uiaxial fatigue testing of metallic materials – Part 2: Dynamic calibration device instrumentation	【制定・改正する理由(必要性)】 室温・大気中において、鉄鋼のような多くの実用金属材料では、1000万回繰返しても破損しない応力以下では永久に破損しないものと考えられてきた。ところが、近年、そのような応力であっても、1億回～10億回繰り返した場合に破損する現象が注目され、ギガサイクル疲労と呼ばれている。ギガサイクル疲労のような現象は、近年利用が増加している高強度金属材料においてしばしば認められる。通常の疲労試験装置を用いて30Hz程度の速度で試験を行う場合、4日程度で1000万回の繰り返しが達成されるが、ギガサイクル疲労試験では、1ヶ月～1年程度の試験期間が必要となり、喫緊の需要に対応できないだけでなく、新材料の開発にも支障をきたすことになる。そのため、数百Hzの速度で疲労試験を行うための疲労試験装置が開発されてきた。50Hz程度以下の速度であれば、JIS B 7721(引張試験機・圧縮試験機－力計測系の校正方法及び検証方法)に規定されている静的な試験力校正で十分であったが、100 Hz以上の高速試験においては、試験片や試験装置の慣性力の影響を考慮するとともに測定装置の周波数特性を考慮した動的校正が必要となる。そのため、ISO 4965-2:2012が制定されたが、国内で十分に認知されておらず、これまでは、試験機関独自の方法で動的校正を行っている。また、現在、海外取引のある企業では、海外事業者製の疲労試験機が用いられることが多い。その原因は、我が国で製造されている疲労試験機の精度が海外において十分に認知されていないことを危惧しているためである。これらのことから、国際的に認知され得る試験結果の妥当性を保証する上で、ISOに整合したJISを制定する必要がある。この規格は、第1部で規定するDCD測定器の校正方法を規定する。また、結果の解析方法について規定するとともに、第1部で規定したDCDの使用において測定器が有効である範囲を規定する。	【期待効果】 この規格の制定によって、国内における疲労試験機の動的試験力校正方法が統一され、かつ、国際規格との整合が図られることによって、我が国で実施された疲労試験結果及びそれをもとに設計された機械製品の信頼性を保証することができる。また、このことによって、取引の円滑化に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・一般的な要求事項 ・校正方法 ・結果の計算 ・校正報告書		ISO 4965-2:2012 Metallic materials – Dynamic force calibration for uniaxial fatigue testing – Part2: Dynamic calibration device (DCD) instrumentation	IDT	第2条の該当号: 4(検査方法) 対象事項: 疲労試験機	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	公益社団法人日本材料学会のWG	2026年4月	77.040.10	3	
JSA	11 産業機械	制定	B8647	全熱交換器単体の性能試験及び評価方法	Method of test and characterization of performance for energy recovery components	2021年に全熱交換器のうち送風機部分を搭載しない熱交換器部分のみの構成(全熱交換器単体)の性能試験に関する試験規格(ISO 21773)が制定された。対してJISでは全熱交換器単体の試験方法は、JIS B 8628内に定められているが、前記と整合していない。国内でも全熱交換器単体での販売が行われており、輸出もあることから、関係者からJIS化することが望まれている。そのため、国際規格と整合した全熱交換器単体の試験規格を制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって、国際規格との整合化を図ことができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略語 ・測定基準 ・一般的試験要件 ・熱通過有効度試験 ・圧力損失試験 ・漏れ試験 ・不確かさ ・試験の成立条件 ・試験結果の報告		ISO 21773	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 全熱交換器	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの)	一般社団法人日本冷凍空調工業会のWG	2025年4月	23.120;91.120.10	5		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C2181	電気製品に使用される絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法	Testing methods defining upper temperature limit for insulation materials	電気製品に使用する絶縁物は使用温度に十分に耐える必要があり、電気製品のJISにおいて使用温度の上限値が規定されている。また、これらの上限値を絶縁材料の品種ごとに細かく規定するJISも数多く存在するが、その試験方法は国際規格に規定されておらず、JISとしては、長らく電気用品安全法の“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第十一の第2章(電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法)”を適切な試験方法とみなされているとしてきた。 また、この試験方法で決定された絶縁物の使用温度の上限値は、“電気用品部品・材料協議会(CMJ)”の登録制度において、絶縁材料の製造業者・品種・銘柄ごとに公表されており、電気製品の製造業者はこれらを参考に絶縁材料を選択する仕組みができている。 一方、“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈”は別表第十二に一本化する方針が示され、別表第十一の廃止が検討されている。このような状況から、別表第十一の第2章の試験方法に置き換わるJISの制定が強く求められているため、この試験方法に対応したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 これまで広く国内で用いられてきた試験方法を踏襲するため、“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第十一の第2章”に置き換わるJISを制定することによって、品質の明確化、取引の合理化、ひいては効率的な産業活動に寄与するとともに、安全性確保による社会的ニーズの充足に寄与する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・一般事項 ・特性試験法及び試験片の選択 ・終止点の決定 ・暴露温度及び期間 ・老化オープン ・終止点に達した時間の決定 ・結果の分析及び評価 ・試験の省略及び簡略試験の適用 ・試験結果の報告事項				第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気製品用絶縁物	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ 欠点: いずれも該当しない。	001		一般財団法人日本規格協会のWG	2026年10月			1
JSA	05 電気	制定	C4034-7	回転電気機械－第7部: 構造形式、据付方式及び端子箱位置の分類	Rotating electrical machines - Part7 : Classification of types of construction, mounting arrangements and terminal box position (IM code)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、回転電気機械の構造形式、据付方式及び端子箱位置の分類について規定するものである。対応国際規格であるIEC 60034-7は1972年に制定、以降改正がなされている。団体規格としては一般社団法人日本電機工業会が1984年にJEM 1408を発行し、さらに、一般社団法人電気学会が2016年にJEC-2120にてIEC 60034-7 Ed2.1:2001年版を参考として発行した。現在、構造形式、据付方式及び端子箱位置の分類を示すIMコードが広く普及していることから、最新のIEC 60034-7 Ed3:2020 に整合させたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 従来、個別に規定され、記載内容も不統一であった構造形式、据付方式及び端子箱位置は、この規格の制定で新たに分類(IMコード)を規定することによって単純化及び統一化され、かつ、認識が共通化され、取引の単純公正化及び使用の合理化並びに互換性の確認が期待される。また、分類(IMコード)を国際規格と整合させることによって、海外製品との齟齬がなくなり、国際貿易の円滑化が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・コードⅠ(英数字記号) ・コードⅡ(全て数字記号)		IEC 60034-7 :2020	IDT	第2条の該当号: 1(構造) 対象事項: 回転電気機械	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されることが予想されるもの		一般社団法人電気学会のWG			3	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	制定	C5381-01	低圧サージ防護デバイス－第01部：一般要求事項及び試験方法	Low-voltage surge protective devices – Part 01: General Requirements and test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 低圧サージ防護デバイスを規定しているIEC61643シリーズにおいて、数年前にドイツが統合した共通規格を提案し、サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法だけを統合した親規格のIEC61643-01が2024年に制定された。このため、これらのIECに対応するJISであるJIS C 5381規格群としても親規格となるJIS C 5381-01(予定)として制定し、規格の構成を合わせて整合を図る必要がある。また、この規格の利便性向上のため、JIS独自の附属書としてIEC/TR 61643-03の必要な箇条を追加規定する。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。また、我が国の製造業者の市場拡大につながる事が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、略語及び記号 ・分類 ・表示及びほかの製品情報 ・使用条件 ・要求事項 ・試験 ・附属書 ルーチン試験及び受入試験 ・附属書 SPDの防護モードの統流の有無を決定する試験 ・附属書 温度上昇制限 ・附属書 屋外SPDの環境試験 ・附属書 短絡SPD ・附属書 SPDの防護モードの直列接続部の試験手順の簡素化 ・附属書 4.14.1.4に従ったSPDの試験手順 ・附属書 IEC61643-03(低電圧サージ防護デバイス-パート03)の規定においてJISで必要な箇条を追加		IEC 61643-01:2024 Low-voltage surge protective devices – Part 01: General Requirements and test methods	MOD	第2条の該当号: 1(種類、性能) 対象事項: サージ防護デバイス	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年7月			1
JSA	06 電子	制定	C5381-41	低圧サージ防護デバイス－第41部：直流低電圧電力システムに接続するサージ防護デバイス(SPD)の要求事項及び試験方法	Low-voltage surge protective devices – Part 41: Surge protective devices connected to DC low-voltage power systems – Requirements and test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 低圧サージ防護デバイスについて規定しているJIS C 5381規格群の対応国際規格であるIEC 61643シリーズのうち、直流通用である直流低電圧電力システムに接続するサージ防護デバイス(SPD)の要求事項及び試験方法を規定したIEC 61643-41が2025年に制定された。このため、JISにおいても同様な規格群の構成とし、国際規格と整合を図る必要がある。この規格は、JIS C 5381-01と共に用いる。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、図記号及び略語 ・分類 ・表示及びその他の製品情報 ・使用条件 ・要求事項 ・試験 ・附属書 SPDの試験電圧 ・附属書 直流電力システムのTOV試験値		IEC 61643-41:2025 Low-voltage surge protective devices – Part 41: Surge protective devices connected to DC low-voltage power systems – Requirements and test methods	IDT	第2条の該当号: 1(種類、性能) 対象事項: サージ防護デバイス	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C5381-332	低圧サージ防護用部品－第332部：金属酸化物バリスタ(MOV)の選定及び適用基準	Components for low-voltage surge protection – Part 332: Selection and application principles for metal oxide varistors (MOV)	【制定・改正する理由(必要性)】 金属酸化物バリスタ(MOV)は、日本で発明され、サージ防護デバイス(SPD)、オーディオ・ビデオ、情報通信機器などに幅広く使われており、サージ防護用として使われるMOVの要求性能と試験方法に関する規格(JIS C 5381-331、対応国際規格IEC 61643-331)はすでに制定されている一方、使用者が安全に使用するための選定と適用を示す規格がなかったため、まず、日本主導でIEC規格を制定することとし、2024年にIEC 61643-332として制定された。このような状況から、IEC 61643-332を基に我が国においても低圧サージ防護用途に対しての選定基準及び適用基準について、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿ったMOVの選定方法、使用方法などの規定を整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、図記号及び略語 ・一般 ・構造 ・機能 ・適用 ・MOVの安全性及び危険性に関する情報		IEC 61643-332:2024	IDT	第2条の該当号：2(使用方法) 対象事項：金属酸化物バリスタ	法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月	31.040.20	5
JSA	06 電子	制定	C5967-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換標準－第1部：曲げ損失低減形マルチモード50 μmコア光ファイバー通則	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Fiber optic connector optical interfaces – Part 1: Enhanced macro bend loss multimode 50 μm core diameter fibers – General and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバコネクタを製造又は使用する際、挿入損失及び反射減衰量は重要な性能項目である。このため、曲げ損失低減形マルチモード光ファイバ同士の接続における、代表的な光学性能である挿入損失及び反射減衰量に影響を与える各種パラメータ、その等級、試験方法などについて、IEC 63267-1(以下、対応国際規格という。)が2023年に制定された。このような状況から、我が国の製造業者及び使用者にとっても重要な事項が定められた対応国際規格を基礎としてJISを制定する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせたJISを制定することによって、光ファイバコネクタ製品の光学性能及びその性能を満足するためのパラメータを国際的に整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られる。これによって国内市場の活性化及び国内企業の海外市場への参入を促すことが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・構成 ・基準点 ・試験方法 ・光学互換標準の等級 ・主要パラメータ ・材料		IEC 63267-1:2023 Fibre optic interconnecting devices and passive components – Fibre optic connector optical interfaces – Part 1: Enhanced macro bend loss multimode 50 μm core diameter fibres – General and guidance	IDT	第2条の該当号：1(等級、性能) 対象事項：光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点： キ 欠点： いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月	33.180.20	3

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	制定	C5967-2-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－曲げ損失低減形マルチモード光ファイバコネクタ光学互換標準－第2－1部:50μmコアPC端面光ファイバの接続パラメーター直角	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for enhanced macro bend multimode fibres – Part 2-1: Connection parameters of physically contacting 50 μm core diameter fibres – Non-angled	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバコネクタを製造又は使用する際、挿入損失及び反射減衰量は重要な性能項目である。このため、直角PC (Physical Contact) 端面をもつ曲げ損失低減形マルチモード光ファイバ同士の接続における代表的な光学性能である挿入損失及び反射減衰量の要求を満たすための各種パラメータについて、IEC 63267-2-1 (以下、対応国際規格という。)が2024年に制定された。このような状況から、我が国の製造業者及び使用者にとっても重要な事項が定められた対応国際規格を基礎としてJISを制定する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせたJISを制定することによって、光ファイバコネクタ製品の光学性能及びその性能を満足するためのパラメータを国際的に整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られる。これによって国内市場の活性化及び国内企業の海外市場への参入を促すことが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・挿入損失及び反射減衰量の等級 ・挿入損失及び反射減衰量の等級に適合するための要求事項		IEC 63267-2-1:2024 Fibre optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for enhanced macro bend multimode fibres – Part 2-1: Connection parameters of physically contacting 50 μm core diameter fibres – Non-angled	IDT	第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月	33.180.20	3	
JSA	06 電子	制定	C5967-2-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－曲げ損失低減形マルチモード光ファイバコネクタ光学互換標準－第2－2部:50μmコアPC端面光ファイバの接続パラメーター基準接続用直角及び斜め	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for enhanced macro bend multimode fibres – Part 2-2: Connection parameters of physically contacting 50 μm core diameter fibres – Non-angled and angled for reference connector applications	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバコネクタを製造又は使用する際、挿入損失及び反射減衰量は重要な性能項目である。このため、基準接続用直角PC (Physical Contact) 及び斜めPC端面をもつ曲げ損失低減形マルチモード光ファイバ同士の接続における代表的な光学性能である挿入損失及び反射減衰量の要求を満たすための各種パラメータについて、IEC 63267-2-2 (以下、対応国際規格という。)が2024年に制定された。このような状況から、我が国の製造業者及び使用者にとっても重要な事項が定められた対応国際規格を基礎としてJISを制定する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせたJISを制定することによって、光ファイバコネクタ製品の光学性能及びその性能を満足するためのパラメータを国際的に整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られる。これによって国内市場の活性化及び国内企業の海外市場への参入を促すことが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・性能等級 ・説明 ・性能等級に適合するための要求事項 ・挿入損失測定不確かさへの影響 ・外観検査		IEC 63267-2-2:2024 Fibre optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for enhanced macro bend multimode fibres – Part 2-2: Connection parameters of physically contacting 50 μm core diameter fibres – Non-angled and angled for reference connector applications	IDT	第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月	33.180.20	3	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	制定	C60068-2-86	環境試験方法－電気・電子－第2－86部：多点振動試験方法及び多軸振動試験方法(試験記号：F _x)	Environmental testing - Part 2-86: Tests - Test F _x : Vibration - Multi-exciter and multi-axis method	電気・電子製品は、実際の使用環境において、上下・左右といった一定方向だけの振動だけでなく、傾きのある振動やひねりのある回転運動的な振動がかかることが想定される。現状では、このような複雑な振動に対して試験する振動試験方法の標準化はされておらず、従来の振動試験では、扱われていなかった複雑で実際の負荷に近い動きを再現した振動試験方法の標準化が望まれていた。このため、遭遇する可能性のある多方向の動的な力を模倣し、Roll(左右方向への傾き)、Pitch(前後方向への傾き)、Yaw(左右方向へのひねり)などの回転運動を実現可能とする振動試験の国際規格化が図られ、IEC 60068-2-86として2024年に制定された。このような状況から、国際規格との整合を図り、また、技術の実態に即した環境試験方法を確立するため、複数の振動試験システム及び多軸振動試験システムを用いた振動試験方法のJISを制定する必要がある。	この制定によって、実際の使用条件に近い振動試験を可能にし、製品の品質向上や競争力の強化に寄与する。また、国際規格に準拠した試験条件を採用することで、国際貿易の円滑化や国際協力の推進にも効果が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・背景 ・試験機器及び制御方法 ・試験の厳しさ及び許容差 ・供試品の取付、測定システムの設置 ・先行試験 ・振動応答検査 ・前処理 ・初期測定及び性能確認試験 ・試験前の等化のための低レベル励起 ・試験 ・中間測定 ・後処理 ・最終測定・機能性能・振動応答検査 ・試験検証 ・製品規格に記載すべき事項 ・試験報告書に記載する事項		IEC 60068-2-86:2024	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、エ、オ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月	19.040	4
JSA	05 電気	制定	C60068-2-87	環境試験方法－電気・電子－第2－87部：UV殺菌照射、その他の用途を模擬するための材料及び部品のUV－C暴露試験方法	Environmental testing - Part 2-87: Tests - UV-C exposure of materials and components to simulate ultraviolet germicidal irradiation or other applications	UV-C(紫外放射C波)を放射する人工光源は、空气中、水中、物質表面上の病原体を不活性化するために使用され、このプロセスはUV殺菌照射(UVGI)として知られている。水の消毒のためのUVGIシステムは数10年前から使用されているが、物質表面上及び空气中での技術の使用は、最近になって一般的になり、COVID-19(Coronavirus disease 2019)パンデミックへの対応としてその使用が加速している。こうした中、2024年10月に、UV殺菌照射(UVGI)処理中に、電気・電子機器の材料及び部品がUV-C放射にさらされる環境、及びそれらの環境を模擬する試験について規定するIEC 60068-2-87が発行された。このような状況から、国際規格と整合する評価環境及び試験を標準化するとともに実態に即したJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、UVGIによる水、物質の表面、空気などの除菌を行う電気機器を構成する部品、材料の適切な評価に寄与し、環境保全、安全衛生の確保に寄与する効果が期待できる。また、この制定によって、SDGsの目標の健康的な生活(3)及び安全な水及び衛生の確保(6)に寄与し、国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・背景 ・UV-C照射を行うための試験槽 ・試験手順 ・評価基準 ・製品規格に規定し、試験報告書に記載する事項		IEC 60068-2-87:2024	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点：カ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月	19.040	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	制定	C60300-3-10	総合信頼性マネジメント－第3-10部:適用の指針－保全性及び保全	Dependability management – Part 3-10: Application guide – Maintainability and maintenance	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、総合信頼性の属性である保全性及び保全の基本原則について、あらゆる組織の管理者及び技術・財務担当者に指針を示すものである。 技術の進歩によって、総合信頼性の対象分野は、製品からシステムへ、更に複雑系、オープンシステムへと広がり、予期しない障害、攻撃及び環境変化が発生するようになった。これらを踏まえ、IEC/TC 56(総合信頼性)では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性及びアベイラビリティの観点から、所掌する中心的な6規格を再編・改訂する作業を進めている。これに対して、我が国では既に、IEC 60300-3-4:2022(総合信頼性要求事項の仕様)は2023年に、IEC 60300-1:2024(総合信頼性のマネジメント)は2025年に、いずれも対応国際規格の発行後、速やかにJIS化を行った。続いて、IEC 60300-3-14:2024(支援性及び支援)のJIS化に取り組んでいる。 こうしたことから、最近の市場及び情報技術の実態に即し、また、国際規格との整合を図るために、保全性及び保全についても、IEC 60300-3-10:2025に基づいて、このJISを速やかに制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、最近の市場及び情報技術の実態に即し、国際規格と整合した保全性及び保全を適用したシステム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、品質の改善及び国際産業競争力の強化に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義及び略語 ・保全性及び保全の概要 ・マネージャーの責任 ・保全性及び保全のための仕様策定 ・保全性プログラム ・保全プログラム ・ライフサイクルを通じた保全性及び保全のマネジメント ・アシュアランス ・請負業者のマネジメント ・保全性及び保全の情報		IEC 60300-3-10:2025 Dependability management – Part 3-10: Application guide – Maintainability and maintenance	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年10月			1
JSA	07 情報	制定	C60300-3-14	総合信頼性マネジメント－第3-14部:適用の指針－支援性及び支援	Dependability management – Part 3-14: Application guide – Supportability and support	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、技術の進歩によって、総合信頼性の対象分野は、製品からシステムへ、更に複雑系、オープンシステムへと広がり、予期しない障害、攻撃及び環境変化が発生するようになってきている。このような状況を踏まえ、IEC/TC 56(総合信頼性)では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性及びアベイラビリティの観点から、TC 56が所掌する中心的な6規格を再編・改訂する作業が進められている。 我が国では既に、2023年にIEC 60300-3-4:2022(総合信頼性要求事項の仕様)、2025年にIEC 60300-1:2024(総合信頼性のマネジメント)について、いずれも国際規格発行後、速やかに対応JISを制定している。 支援性及び支援の指針については、IEC 60300-3-14が2024年に制定された。アイテム(製品、システム及びそれらの構成要素)が要求どおりに機能するためには、ライフサイクルを通じて、支援性及び支援の指針が必要であるが、アイテムのライフサイクルを通じていつでも使用が可能であり、性能、コスト、リスクの意図したバランスを達成することに重点を置いた支援性並びに支援活動の計画及び実施の指針となる規格として、IEC 60300-3-14が2024年に制定された。 こうしたことから、最近の市場及び情報技術の実態に即し、また、国際規格との整合を図るために、支援性及び支援の指針についても、6種のコア規格の一つであるIEC 60300-3-14:2024を基にJISを速やかに制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、最近の市場及び情報技術の実態に即し、国際規格と整合した支援性及び支援を適用したシステム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・支援性及び支援の概要 ・支援性及び支援のための仕様 ・支援性及び支援のプログラム ・ライフサイクルを通じた支援性及び支援のマネジメント ・アシュアランス ・支援性及び支援の情報 ・リソースのマネジメント		IEC 60300-3-14:2024 Dependability management – Part 3-14: Application guide – Supportability and support	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年10月	03.120.01	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	制定	C61188-6-2	プリント配線板及びプリント配線板実装－第6－2部：ランドパターン設計：一般的な表面実装部品(SMD)	Circuit boards and circuit board assemblies – Design and use – Part 6-2: Land pattern design – Description of land pattern for the most common surface mounted components (SMD)	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、電子部品業界から新たな表面実装部品(SMD)の形状が次々に提案される状況の中、電子機器の設計製造業者が実装接合部の市場信頼性及び生産性を高度に保つには、国際規格に適合したランドパターン設計を行う必要が生じている。このような状況から、我が国の主導のもと、一般的なSMDを実装する回路基板のランドパターン設計について国際規格原案の審議がされ、2021年にIEC 61188-6-2として制定された。このため、我が国においても、この国際規格に整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の單純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・対象とするソルダリングプロセス ・ランドパターン設計の基本的考え方 ・要求事項		IEC 61188-6-2:2021 Circuit boards and circuit board assemblies – Design and use – Part 6-2: Land pattern design – Description of land pattern for the most common surface mounted components (SMD)	IDT	第2条の該当号：2(設計方法) 対象事項：プリント配線板	法律の目的に適合している。	利点：ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年7月			1
JSA	06 電子	制定	C61280-4-1	光ファイバ通信サブシステム試験方法－第4-1部：敷設済みケーブル設備－マルチモード減衰量測定	Fiber-optic communication subsystem test procedures – Part 4-1: Installed cabling plant – Multimode attenuation measurement	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバーを使った家庭向けの通信サービスであるFTTH(Fiber To The Home)の普及が進み、職場・家庭を問わず、超高速通信が利用できるようになっている。マルチモード光ファイバのケーブル配線は、家庭用、商業用、産業用、及びデータセンターの構内、並びに外部の設備環境を含む様々な環境に設置されており、その減衰量を精度よく測定することは、サービス運用業務及びメンテナンス業務を遂行するために重要な技術である。こうした中、2019年に、敷設済みケーブル設備のマルチモード減衰量測定方法についての国際規格IEC 61280-4-1が、2021年にはAmendment 1が発行された。このような状況から、我が国においても市場の実態に対応させ、サービスやメンテナンス業務を適切に遂行するため、この国際規格のIEC 61280-4-1及びAmendment 1を基礎にJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって、次の効果が期待できる。 1) 光通信産業において、光ファイバ通信サブシステムの測定が容易になり、サービス運用が円滑化する。 2) 光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進され、日本の産業界が活性化する。 3) 市場の混乱が防げるだけでなく、正しい認知が定着することにより、市場が拡大する。 4) 日本企業の品質の高さを差別化することができるようになるため、国際競争力の強化に繋がる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語、定義、図記号及び略語 4. 試験方法 5. 不確かさの概要 6. 試験装置 7. 試験手順 8. 計算 9. 測定に係る文書及び記録 10. 附属書A(規定)1コード法 11. 附属書B(規定)3コード法 12. 附属書C(規定)2コード法 13. 附属書D(規定)機器コード法 14. 附属書E(規定)オプティカルタイムドメイシフレクトメータ 15. 附属書F(規定)光源特性の要求事項 16. 附属書I(規定)基準グレードの試験コードの使用にあたって	IEC 61280-4-1:2019+AMD1:2021	IDT	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項：光ファイバ通信用ケーブル設備	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年7月	33.180.01	5		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	制定	C62246-4	リードスイッチ 第4部:磁石を利用した磁気センシングデバイス	Reed switches - Part 4: Application in conjunction with Magnetic Actuator used for Magnetic Sensing Devices	【制定・改正する理由(必要性)】 磁気センシングデバイスは、使用される分野・機能が多岐にわたっており、輸送機類(航空機など)・機械類(自動化設備など)・家電製品などの危険な動きから人や環境を保護するという目的がある。この目的のため、我が国が主導しIEC 62246規格群の一つとして、“磁石を利用した磁気センシングデバイス”の形式試験の試験方法・判定基準、及び製品を制御システムに適用する場合の追加要求事項等について規定するIEC 62246-4が、2023年に制定された。こうした状況から、国際規格との整合を図るとともに、我が国の磁気センシングデバイスを用いるシステムの安全性向上の観点から、IEC 62246-4を基にこの規格を制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって、“磁石を利用した磁気センシングデバイス”の形式試験の試験方法・判定基準、及び製品を制御システムに適用する場合の追加要求事項等、の明確化・相互理解の促進に寄与する。また、輸送機類・機械類・家電製品などの危険な動きに対する人の安全性確保・環境保全にも寄与する。さらに、国際規格と整合を図ることにより、国際貿易の円滑化等に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 影響量 5. 定格値 6. 品種 7. 試験の一般的規定 8. 文書及びマーキング 9. 試験及び測定方法		IEC 62246-4:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、性能) 対象事項: リードスイッチ形磁気近接センサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御技術工業会のWG	2026年1月	29.120.70	3
JSA	05 電気	制定	C62443-4-1	産業用オートメーション及び制御システムのセキュリティ 第4-1部:セキュアな製品開発ライフサイクルの要求事項	Security for industrial automation and control systems—Part 4-1: Secure product development lifecycle requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、産業用オートメーション及び制御システム(IACS)で使用される製品の安全な開発のためのプロセス要求事項を規定するものである。近年、重要インフラ、工場などを支えるIACSに対するサイバー攻撃の脅威が深刻化し、システムを構成する個々の製品に対して、開発の初期段階から対策を作り込む設計思想に基づくアプローチ及びサプライチェーン全体でのセキュリティ確保が不可欠となっている。 基礎とする国際規格であるIEC 62443-4-1は、製品の設計・開発から保守、廃棄に至るライフサイクル全体を通じて、サイバー攻撃の脅威から製品を保護し、脆弱性を最小限に抑えるための実践的なプロセス要件を定めており、セキュアな製品開発の国際的な共通基盤として広く活用されている。 さらに、国際的には欧州のサイバーレジリエンス法(CRA)など、製品のライフサイクル全体に対するセキュリティ要件の法制化が進んでおり、国内においても経済産業省の「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」などでIEC 62443規格群の活用が推奨されている。このような国際規格の動向、国内外の法規制及び産業界のニーズを踏まえ、国内の製品供給者が国際的な要求水準を満たすセキュアな開発体制を構築し、サプライチェーン全体のセキュリティ向上を図るために、国際規格と整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定により、セキュアな製品を開発するための共通のプロセス基盤が提供され、効率的な産業活動の基盤形成に寄与する。また、国内の製品供給者が国際規格に準拠したセキュアな開発体制を構築及び証明可能になることで、国際競争力の強化及び国際取引の円滑化につながる。さらに、重要インフラなどで使われる制御システムのサイバーセキュリティという、極めて重要で強い社会的ニーズの充足に貢献することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、略語、頭字語及び表記法 ・一般原則 ・セキュリティ管理 ・セキュリティ要求事項の規定 ・設計によるセキュリティ ・セキュアな実装 ・セキュリティ検証及び妥当性確認試験 ・セキュリティ関連事項の管理 ・セキュリティ更新管理 ・セキュリティガイドライン		IEC 62443-4-1:2018 Security for industrial automation and control systems—Part 4-1: Secure product development lifecycle requirement	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法、生産に関する作業方法) 対象事項: 産業用オートメーション及び制御システムに使用される製品	法律の目的に適合している。	利点: エ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年10月		1

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C62443-4-2	産業用オートメーション及び制御システムのセキュリティ 第4-2部: IACS コンポーネントの技術的セキュリティ要求事項	Security for industrial automation and control systems－Part 4-2: Technical security requirements for IACS components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、産業用オートメーション及び制御システム(IACS)を構成するコンポーネント(組込みデバイス、ネットワーク機器、ホストデバイス並びにソフトウェアアプリケーション)に対する技術的なサイバーセキュリティ要件について規定するものである。近年、重要インフラ及び工場を支えるIACSに対するサイバー攻撃の脅威が深刻化しており、システム全体のみならず、それを構成する個々の製品自体が強固なセキュリティ機能を備えることが不可欠となっている。 基礎とする国際規格であるIEC 62443-4-2は、IACSのコンポーネントが備えるべき技術的要件(識別・認証制御、アクセス制御、システムの完全性、データの機密性など)及び攻撃への耐性を示すセキュリティレベルの基準を定めている。これにより、開発目標及び調達時の客観的な評価指標が明確化され、安全な製品開発及び調達の国際的な共通基盤として広く活用されている。 さらに、国際的には欧州のサイバーレジリエンス法(CRA)など、製品に対するセキュリティ要件の法制化が進んでおり、国内においても経済産業省の「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」などでIEC 62443規格群の活用が推奨されている。このような国際規格の動向、国内外の法規制及び産業界のニーズを踏まえ、国内の製品供給者が国際的な要求水準を満たす製品を開発し、システムインテグレーター及びアセットオーナーが必要なセキュリティレベルを満たすコンポーネントを調達するための技術的基準として、国際規格と整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定により、IACSを構成するコンポーネントに求められる技術的なセキュリティ要件及びセキュリティレベルの基準が明確化され、効率的な産業活動の基盤形成に寄与する。また、国内製品供給者が国際的な要求水準を満たす製品を開発し、市場に提供可能になることで、国際競争力の強化及び国際取引の円滑化につながる。さらに、システムインテグレーター及びアセットオーナーが、システムに必要なセキュリティレベルを満たすコンポーネントを的確に選択して調達できるようになり、重要インフラなどで使用される制御システムの安全性確保という、極めて重要なかつ強い社会的ニーズの充足に貢献することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、略語、頭字語及び表記法 ・共通コンポーネントセキュリティ制約 ・識別及び認証制御 ・利用制御 ・システム完全性 ・データ機密性 ・データフローの制限 ・事象への適時の応答 ・リソースの可用性 ・ソフトウェアアプリケーション要求事項 ・組込み機器の要求事項 ・ホスト機器の要求事項 ・ネットワーク機器の要求事項		IEC 62443-4-2:2019 Security for industrial automation and control systems－Part 4-2: Technical security requirements for IACS components	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 産業用オートメーション及び制御システムのコンポーネント	法律の目的に適合している。	利点: エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年10月		1
JSA	05 電気	制定	C62868-2-4	一般照明用有機EL(OLED)光源 安全仕様 第2-4部 硬質な基板を用いたOLEDタイル及びOLEDパネルに関する安全性要求事項	Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting Safety-Part 2-4: Particular requirements for safety- Rigid OLED tiles and panels	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、120 V以下のリップルなし直流電源に使用する、屋内及び類似の一般照明用有機EL(OLED)光源のOLEDパネル及びタイルに関する安全性要求事項について規定するものである。OLED光源に関する国際規格については、OLED技術の進化・製品の市場投入に伴い、一般要求事項を規定するIEC 62868-1が2020年に制定され、また、OLEDモジュール、OLEDパネル及びタイルなど個別要求事項を規定するIEC 62868-2規格群が併せて開発されている。このうち、OLEDパネル及びタイルについては、2021年にIEC62868-2-3(フレキシブルOLEDパネル及びタイルに関する安全性要求事項)が、また、2025年にはIEC62868-2-4(OLEDパネル及びタイルに関する安全性要求事項)がそれぞれ制定された。近年の我が国の市場におけるOLEDパネル及びタイルの技術開発や普及拡大の実態を踏まえると、現状のOLED光源の普及段階から国際規格と整合し、最新技術に対応したOLEDパネル及びタイルの安全性確保及び品質向上などを図るための標準化が必要であることから、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国際規格との整合が図られ、輸出入における技術的な障壁を緩和でき、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、有機EL照明の普及段階から、最新技術に対応した製品の生産及び供給がなされ、消費者保護及び安全性確保に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・一般表示 ・構造 ・機械的強度 ・故障状態 ・絶縁抵抗及び耐電圧 ・熱応力 ・沿面距離及び空間距離 ・耐熱性及び耐火性 ・光生物学的安全性 ・端子 ・照明器具設計のための情報 ・活電部への偶発的な接触に対する保護 ・ねじ、通電部および接続部 ・耐腐食性 ・保護接地に関する規定		IEC 62868-2-4:2025	MOD	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質) 対象事項: OLEDパネル及びタイル	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年1月	29.140.99	3	

JIS作成予定(一覧表) (制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	05 電気	制定	H7315	超電導－臨界電流の試験方法－RE-Ba-Cu-O超電導線の直流臨界電流	Superconductivity - Part 26: Critical current measurement - DC critical current of RE-Ba-Cu-O composite superconductors	この規格は、高温超電導線の性能評価の方法について、IEC 61788-26:2020を基に作成するものである。医療分野、電力分野及び輸送分野の超電導応用機器に使用される高温超電導線材としては、これまでビスマス超電導線材が広く用いられてきているが、最近において、希土類超電導線(REBCO線)が市場に展開され、多くの企業が参入している。超電導線の商取引においては、メーカーとユーザーとの間で共有される性能の一つに“臨界電流(Ic)”があり、その測定方法については、これまでにIEC 61788シリーズを基とし、ビスマス超電導線に対してはJIS H 7305: 2010が、低温超電導線に対してはJIS H 7301: 2009やJIS H 7302: 2009が規格化されている。REBCO線は、高い臨界電流が得られ、また、高磁場特性が良好であることから、NMR、核融合、超電導モータなど新しい分野への応用が期待されており、国内外でのプロジェクトへのREBCO線材の供給ニーズがますます高まる中で、国内メーカーの技術開発を円滑かつ活性化し、国際産業競争力を強化するために、主要性能の一つである臨界電流(Ic)の測定方法について、国際規格を基に標準化することが不可欠となっている。このような状況から、IEC 61788シリーズにおいてREBCO線材の臨界電流測定方法を規定するIEC 61788-26:2020を基に、我が国の技術の実態に即したJISを制定する必要がある。	この規格を制定することで、国内企業におけるREBCO線材の開発・製造プロセスの標準化が推進され、製品品質の改善、生産の効率化などに寄与するとともに、開発期間の短縮やコスト削減につながり、国際産業競争力を高めることが期待される。さらに、国内での規格統一は、サプライチェーン全体の効率化に貢献し、国内産業の発展を促すことにも繋がるものと期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・試験条件 ・サンプルと試験装置 ・試験方法 ・不確かさ ・報告事項		IEC 61788-26:2020	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 希土類高温超電導線(REBCO)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月	29.050	4	
JSA	09 化学	制定	K7254	プラスチック－破壊じん(韌)性(GICおよびKIC)の求め方－線形破壊力学による方法	Plastics－Determination of fracture toughness (GIC and KIC)－Linear elastic fracture mechanics (LEFM) approach	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、熱可塑性及び熱硬化性プラスチック、並びにそれらの複合材料が構造分野で用いられるケースが増加している。特に、炭素繊維強化複合材料の母材であるエポキシ樹脂、耐熱性のある芳香族ポリアミドなどの高性能エンジニアリングプラスチックでは、材料が降伏する前に内部のき裂や欠陥から破壊に至るケースが多くみられる。このため、再現性のある比較可能な強度特性値として、き裂の成長開始に対する抵抗値である破壊靱性を求めることが重要である。これまで、国内には、プラスチックの破壊靱性値を求める規格がなく、ISO規格又はASTM規格を用いてきた。しかし、近年の国内における国際規格の使用機会の増加に伴い、2018年に改訂された最新の対応国際規格であるISO 13586に整合したJISの制定が望まれている。また、この試験方法は、特性の異なる複数の材料を組み合わせるマルチマテリアルを活用した接着接合の評価においても基礎となるため、早急にJISを制定する必要がある。	【期待効果】 本規格を制定することにより、これまで適用が進んでいなかった設計や材料開発にプラスチックの破壊じん性の評価を取り入れることができるようになり、プラスチック及びその複合材料の利用促進が期待される。	主な規定項目は次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略号 ・原理 ・装置 ・試験片 ・状態調節 ・手順 ・結果のまとめ方 ・精度 ・試験報告書		ISO 13586:2018 Plastics－Determination of fracture toughness (GIC and KIC)－Linear elastic fracture mechanics (LEFM) approach	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: プラスチック	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2026年1月	未納	1		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	制定	K7343	プラスチック煙の発生－燃焼放出物による腐食性の求め方－基本概念及び適用性	Plastics – Smoke generation – Determination of the corrosivity of fire effluents – General concepts and applicability	【制定・改正する理由(必要性)】 プラスチックを含む火災において発生する燃焼生成物(煙(微粒子)及びガス)は金属を腐食する。例えば、電気・電子製品等が燃焼生成物に暴露した場合、動作不良を起こすことが広く認識されている。この燃焼生成物の腐食性は、プラスチックの材質及び燃焼状況(火災室内の酸素濃度、燃焼温度等)によって異なる。電気・電子製品等への燃焼生成物の影響(動作不良、短絡等)を把握するためには、プラスチックの火災時に発生する燃焼生成物ついて、金属に対する腐食性を評価することは重要である。この燃焼生成物の腐食性の評価方法について、ISO 11907-1が1997年に制定され、2019年に技術事項を更新する改訂が行われた。2019年の主な更新点は、①既存の試験方法の更新、②酸性度、腐食性、毒性の違いの明確化、③腐食性評価における火災シナリオとグローバルアプローチの重要性の明確化である。 我が国においても、昨今、電気・電子製品製造業界などでは、プラスチックからの燃焼生成物が電気・電子製品等へ与える影響を評価していく動きがあるため、プラスチック製品の火災時及び火災後の電気・電子製品等の安全性を確保することを目的に、国際規格に適合した新たなJISを制定する必要がある。ISO/TC61/SC4のISO規格に対応するJISの整備をこれまで優先順位をつけて進めてきており、今回、本ISO 11907-1対応のJISの制定を行う。	【期待効果】 国際規格に適合したJISで評価することにより、プラスチック製品の開発において、国際的な適合性と相互運用性の確保、最新の技術や情報の共有、規制遵守と国際的信頼性の向上がはかれる。また、国際市場での製品の品質や安全性の確保が促進され、その採用や取引が容易になり、日本の産業と技術のグローバルな発展に寄与できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 目的 5. 火災シナリオと燃焼生成物の生成条件 6. 燃焼生成物試験の種類 6.1 一般 6.2 静的方法 6.3 動的分解法 7. 試験結果の適用性 8. 腐食対象物の暴露後			ISO 11907-1:2019 Plastics – Smoke generation – Determination of the corrosivity of fire effluents – Part 1: General concepts and applicability	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: プラスチック	法律の目的に適合している。	利点: エ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年10月	13.220.40; 83.080.01	4
JSA	03 適合性評価	制定	Q0036	定性的特性を備えた標準物質の生産に関する手法	Approaches for the production of reference materials with qualitative properties	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2024年にISO 33406が発行されたことにより、これに対応したJISを制定する。 これまで標準物質は、主に純度、濃度や含量といった数値化できる特性評価の基準として多く活用されてきた。近年、DNAの配列、微生物の種類、色、においなど、数値によって表すことが難しい定性的特性を確認するための基準として、標準物質の重要性が急速に高まっている。また、JIS Q 17034(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)の対応国際規格であるISO 17034改訂作業の重要な論点の一つにも、定性的特性値を持つ標準物質生産に関わる要求事項の導入が挙げられている。 ISO 33406はこのような定性的特性を持つ標準物質の生産に関わる国際規格であり、国内においてもこの状況に対応するため、対応国際規格に整合した規格の制定が必要である。	【期待効果】 JIS Q 17034の要求事項を踏まえ、定性的特性をもつ標準物質の基準が明確化されることにより、この規格に従って作られた物質への信頼性の向上に寄与する。また、国際規格に整合しているため、日本の製品や技術が世界中で認められやすくなり、国際的な共同研究や取引がスムーズになる。また、各分野の研究開発や品質管理にも重要な指針を示し、技術開発に貢献する。 これらによって、標準物質の実用性や信頼性の向上、標準物質の健全な生産・流通、国際貿易の円滑化などにつながる事が期待される。	主な規定項目は、次の通り。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・定性的特性 ・値付け(定性的な値の付け方) ・定性的決定に対する計量計測トレーサビリティの適用 ・定性値に対する測定不確かさ及び信頼性 ・統計的方法の選択に関する一般考慮事項 ・均質性の評価 ・安定性の評価 ・コミュニケーション評価			ISO 33406:2024 Approaches for the production of reference materials with qualitative properties	IDT	第2条の該当号: 2(生産に関する作業方法) 対象事項: 鉱工業品(標準物質)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野(化学分析の基準として分析結果の信頼性を支える基礎的な物質、かつ多種多様な分野に横断的にまたがる社会インフラ)	－	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	Q38501-1	情報技術－ITガバナンス－実装ガイダンス 第1部:アプローチ	Information technology－Governance of IT－Implementation guidance－Part 1: Approach	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、あらゆる組織は、顧客、従業員、取引先、投資家その他を含む、ステークホルダーに対して価値を創出することが求められる中で、ITは事業戦略に欠かせないものとなっている。ITによって実現される情報システムの巧拙が経営に大きな影響を及ぼすといっても過言ではなく、組織においてはITガバナンスを実装し、その価値を高めるための活動が行われている。 ITガバナンスの導入・実現に当たっては、経済産業省が公表している「システム管理基準」において、その要件が示されている。しかし、「システム管理基準」はITガバナンスを主体としたものではなく、ITガバナンスの導入・運用・評価・改善について、全体を俯瞰的に解説するものが別に必要となっている。 今般、ISO/IEC 38500:2024[JIS Q 38500:2026(組織のITガバナンス)]がISO 37000(組織のガバナンス)に合わせて改訂されたことによって、ITガバナンスの俯瞰図の関連規格が改訂され、新しいITガバナンスの俯瞰図が作成されることになった。この規格の対応国際規格ISO/IEC 38501-1もこの新しいITガバナンスの俯瞰図を構成する規格の一つである。 ISO/IEC 38501-1は、ISO/IEC TS 38501を日本の提案に基づき改訂されたものであり、ISO/IEC 38500:2024による新原則を具現化するための実装指針である。我が国においても国際の動きに合わせ、国際規格に整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格が制定されることによって、我が国においてもISO 37000の原則に適合するITガバナンスの原則(JIS Q 38500)、ITガバナンスの実装(この規格)及びITガバナンスを体系的にアセスメント及び監査できる規格(JIS Q 38503)が揃い、ITガバナンスの俯瞰図が完成する。これによって、システム管理基準と併せてITガバナンスの全体像が明確になり、国内の経営層に広く普及、活用されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・実装のアプローチ ・スポンサーシップ ・イネープリングメカニズム(実現を可能にする仕組み) ・ガバナンスの職務 ・継続的な見直し		ISO/IEC DIS 38501-1 Information technology－Governance of IT－Implementation guidance－Part 1: Approach	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ 欠点: いいずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2026年7月		2
JSA	07 情報	制定	Q42005	情報技術－人工知能(AI)－AIシステムインパクトアセスメント	Information technology－Artificial intelligence－AI system impact assessment	この規格は、人工知能(AI)マネジメントシステムの構築の際に必要なAIシステムのインパクトアセスメントについて規定したものである。AIシステムを利用する組織は、AIシステムに関するマネジメントシステムを構築することが重要であり、それに資するための規格として、ISO/IEC42001:2023を基にしたJIS Q 42001の制定が2025年度内に予定されている。JIS Q 42001はAIマネジメントシステムに関する要求事項について規定したものであり、AIシステムのインパクトアセスメントの重要性についても言及しているが、具体的な方法論にまでは触れていない。AIシステムに付随するリスクやインパクトを正しくアセスメントすることは、各組織のビジネスにおいてAIの利活用がますます増えている現状を考えるに必要不可欠である。このため、国際規格において、AIシステムに対するインパクトアセスメントをどのように実施するか、さらには、組織が実施するAIシステムのリスク分析との関係についてどのように考えるべきかの指針を示すISO/IEC 42005(Information technology－Artificial intelligence－AI system impact assessment)が開発中(FDIS)である。こうしたことから、JIS Q 42001と併用することによって効果的なマネジメントシステムの構築を可能とするため、ISO/IEC 42005を基にしたJISを制定する必要がある。 なお、インパクトアセスメントについてはBCP(事業継続計画)、PIA(プライバシーインパクトアセスメント)などが国内でも知られているが、AIシステムにはそのままの形では適用できないことから、新たにJISを制定し、広く活用できるようにする必要がある。	これまででは、組織はAIの導入に当たってマネジメントシステム構築に関して参照する規格としては、ISO/IEC 42001:2023(JIS Q 42001として2025年度制定予定)しかなかった。しかし、この規格の制定によって、今後はJIS Q 42001と併用することで、国内外とも整合がとれたAIに関するより効率的なマネジメントシステムが構築でき、品質の改善、生産性等の向上、相互理解の促進、互換性の確保などに寄与することで、組織のAIの開発、利活用ならびに制度設計などを推進することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・AIシステム・インパクト分析プロセスの開発と実装 ・AIシステム・インパクト分析の文書化		ISO/IEC FDIS 42005	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いいずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月	35.020	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	制定	Q42006	情報技術－人工知能(AI)－AIマネジメントシステムの審査及び認証を提供する機関に対する要求事項	Information technology－Artificial intelligence－Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems	この規格は、JIS Q 42001 (AIマネジメントシステム)に基づき構築されたマネジメントシステムを監査及び認証する機関に対する要求事項を規定したものである。ビジネスにおいてAIの利活用がますます増えている現状を考えると、組織はAIシステムに関するマネジメントシステムを構築することが重要であり、それに資するための規格としてISO/IEC 42001:2023を基としたJIS Q 42001が2025年度内に制定される予定である。JIS Q 42001は組織に必要とされる要求事項について規定したものであり、各組織は当該規格に従ってマネジメントシステムを構築すればよいことになる。しかし、構築したマネジメントシステムが当該規格の要求事項に適合し、組織にとって十分かつ有効であるのかなどについては、監査及び第三者による適合性評価(認証)が必要となる場合がある。一方、監査及び認証する機関に対しては、JIS Q 42001への適合性を評価するための技術的能力を有し、公平性・公正性の観点から審査できることが求められるが、それら機関に対する要求事項を規定する規格として、ISO/IEC 42006 (Information technology－Artificial intelligence－Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems)が開発中 (FDIS) である。 今後、各組織が構築したAIシステムに関するマネジメントシステムの十分性及び有効性を第三者が公平・公正に評価し、AIシステムの適正利用によるより良い社会の実現の一助となるには、国際規格との整合が図られた要求事項を満たす監査・認証機関が不可欠であり、そのためにはISO/IEC 42006を基にJISを制定し、活用できるようにする必要がある。	この規格の制定によって、国際的に共通な要求事項に適合する機関による監査及び認証が可能となり、組織が構築したマネジメントシステムがJIS Q 42001に適合していることに対する信頼性の高い評価が行われる。その結果、組織のAIの開発及び利活用並びに制度設計などが推進され、AIに係るビジネスが加速し、イノベーション創出が可能となることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原則 ・一般要求事項 ・組織構成に関する要求事項 ・資源に関する要求事項 ・情報に関する要求事項 ・プロセス要求事項 ・認証機関に関するマネジメントシステム要求事項 ・附属書A(審査時間) ・附属書B(認証証のひな形)		ISO/IEC FDIS 42006	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月	03.120.20; 35.020	5
JSA	07 情報	制定	X0134-3	システム及びソフトウェア技術－システム及びソフトウェアアシュアランス－第3部:システム インテグリティレベル	Systems and software engineering－Systems and software assurance Part 3: System integrity levels	システム及びソフトウェアのアシュアランス活動とは、リスク対策及び品質保証の活動が適切になされていることを、利害関係者が議論し、確信を得る活動、及びその活動実現のための方法論を指すものである。アシュアランス活動は、システム・ソフトウェア・情報処理サービスの産業分野をはじめ、関係する情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラストラクチャーなどの様々な分野において、小規模の事業体や大規模組織に至るまで、取り組まれている。この活動をより明確にして実施する際には、基準となるインテグリティレベル(水準)を定義して設定する必要がある。基準となるインテグリティレベルが設定されていなければ、過剰な保証活動によるコスト増、及び保証活動の不足によるリスクを招く。 システム及びソフトウェアのアシュアランスについては、ISO/IEC/IEEE 15026-1～-4シリーズとして標準化されている。その中でインテグリティレベルに関しては、2011年にISO/IEC 15026-3として制定され、2015年の改正を経て、2023年にISO/IEC/IEEE 15026-3として制定されている。これまで、ISO/IEC/IEEE 15026シリーズについては、JIS X 0134規格群として順次規格化を進めているところであり、我が国においてもインテグリティレベルの普及を図るため、ISO/IEC/IEEE 15026-3:2023と整合したJISの制定が必要である。	システム及びソフトウェアのアシュアランスで、標準として共通化されたインテグリティレベル(水準)の適用を可能にすることで、次のことが期待される。 ・広く様々な産業分野におけるアシュアランス活動に関係する多くの組織やプロジェクト、取引で契約・連携・協業を円滑に行えるようになる。 ・それが、アシュアランスによるシステム及びソフトウェアのリスク削減及び品質の確保、並びにインテグリティレベルに合致したアシュアランス活動作業の最適化による生産性の向上を促進する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・インテグリティレベルの定義 ・インテグリティレベルの利用 ・システムインテグリティレベルの決定 ・システム要素へのインテグリティレベルの割り当て ・インテグリティレベル要求事項への合致 ・合意及び承認の権限保有者	JIS X 0134:1999	ISO/IEC/IEEE 15026-3:2023	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: システム及びソフトウェア製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月	35.080	5

JIS作成予定(一覧表) (制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X0164-6	情報技術 ― ITアセットマネジメント―第6部:ハードウェア識別タグ	Information technology - IT asset management - Part 6: Hardware identification tag	ITアセットマネジメントシステム(ITAMS)の要求事項は、JIS X 0164-1で規格化されているが、ITアセットの特徴(JIS X 0164-1:2019 附属書Cを参照、特にハードウェアについては、設置場所/構成の頻繁な変更、デバイス数/ツール/管理形態の多さなど)にあった管理が必要である。ソフトウェアについては、ISO/IEC 19770-2:2015を基にJIS X 0164-2 (ソフトウェア識別タグ)が2018年に制定されているが、ハードウェアに関して規格化されていなかった。そのため、ツール間の連携、項目の相互理解、意思疎通に円滑さに欠け、移行の難しさによるシステムの硬直化を招いていた。これを受け、ISO/IEC19770シリーズとして、ハードウェア識別タグのISO/IEC 19770-6が2024年に制定された。我が国においても国際規格と整合化した規格体系を確保する観点から、ISO/IEC 19770-6:2024を基にしたJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、情報収集の際の共通のフォーマットが提供されることになり、ツール間の連携及び移行の容易性を実現できる。このことは、システムの硬直化を防止することにもなり、システム利用者のより良い品質と省力化のための仕組みが構築されることから、ITAMSのライフサイクル全般での生産性の向上と業界全体での品質向上に寄与することが期待できる。また、ITAMSのツールを開発するベンダー/利用者が共通の情報構造でコミュニケーションすることで相互理解が促進され、互換性の確保に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義及び略語 ・適合性 ・相互運用 ・HWIDプロセスの実装 ・ハードウェアIDファイルのデータ仕様		ISO/IEC 19770-6:2024	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録 (ハードウェア識別データ)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月	35.080.03.120.20	5
JSA	07 情報	制定	X5154	情報配線システム―持続可能性に関する要求事項	Information technology - Implementation and operation of customer premises cabling -Part 5: Sustainability	【制定・改正する理由(必要性)】 情報配線システムは、建築物内外における情報通信インフラの中核を担い、その設計、施工、運用及び更新は長期にわたり社会的・経済的影響を及ぼす。近年の情報配線システムにおいては、急激なデジタル技術の進化や社会構造の変化によって、データ大容量化への追従、通信インフラの強靱化、接続技術の高度化、配線の刷新などに伴う環境負荷の低減など、ライフサイクル全体を通じた持続可能性に関わる課題に直面している。 こうした中で、国際規格において、設計、部材選定、施工、運用・保守、廃棄物管理及び技能要件に至るまで、持続可能性を最大化するための要求事項及び推奨事項について規定するISO/IEC 14763-5 (Information technology - Implementation and operation of customer premises cabling ― Part 5: Sustainability)が2025年に制定されたことから、我が国においても、前述の情報配線システムに関する社会的・技術的課題に対応するため、当該国際規格に整合したJISを制定することが必要である。	【期待効果】 この規格の制定によって、情報配線システムのライフサイクル全体を通じた持続可能性の確保が推進される。具体的には、資材使用量の最適化、エネルギー効率の向上及び再利用の促進も含めた廃棄物の削減による環境負荷の低減が可能になる。さらに、施工・運用に関わる技能要件及び教育訓練の枠組みの明確化による技能水準の均質化及び人材育成の高度化、並びに国際規格との整合化による国際競争力の強化に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・適合性 ・配線設計 ・部材の選定、包装及び輸送 ・施工、運用及び保守 ・廃棄物管理 ・技能要件及び教育訓練		ISO/IEC 14763-5:2025 Information technology - Implementation and operation of customer premises cabling -Part 5: Sustainability	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 情報配線システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年10月		1

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X15836-1	情報及びドキュメンテーション—ダブリンコアメタデータ基本記述要素集合—第1部: 基本記述要素	Information and documentation — The Dublin Core metadata element set — Part 1: Core elements	【制定・改正する理由(必要性)】 現在、領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための基本記述要素を規定するISO 15836:2003を基に、JIS X 0836:2005(ダブリンコアメタデータ基本記述要素集合)が制定されている。情報資源発見のために国際的な合意のうえに選定された15の基本記述要素からなる。その後、意味がより詳細に決められた記述要素が求められたこと、及び機械処理技術の発展に伴ってISO 15836は廃止され、ISO 15836-1及びISO 15836-2という規格群として2017年に発行された。このISO 15836-1は、領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための基本記述要素を規定するもので、前身のISO 15836と大きな違いはない。このISO規格は、複数の領域のメタデータ作成機関において、特にウェブ上の情報資源のメタデータを扱う際に用いる有用な規格である。異なる地域及び領域のメタデータ作成機関の多くが、メタデータの互換性を確保するため、ISO 15836-1:2017を採用している。このような状況から、JISX 0836も国際規格との整合を図るとともに実態に即したJISとするため、新たなJISとして制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国際的かつ領域横断的なメタデータの相互運用性が確保され、複数のメタデータ作成機関によって作成されたメタデータの統合的な検索及び相互の利活用を促進することができ、一般利用者にとってもメタデータ検索の利便性の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・略語 ・要素集合		ISO 15836-1:2017 Information and documentation — The Dublin Core metadata element set — Part 1: Core elements	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録(ダブリンコアメタデータ)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2025年10月	35.240.30	4
JSA	07 情報	制定	X15836-2	情報及びドキュメンテーション—ダブリンコアメタデータ基本記述要素集合—第2部: DCMIプロパティ及びクラス	Information and documentation — The Dublin Core metadata element set — Part 2: DCMI Properties and classes	【制定・改正する理由(必要性)】 領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための規格としてISO 15836-1:2017がある。このISO規格と同様に領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための規格としてISO15836-2:2019があり、複数の領域のメタデータ作成機関において、特にウェブ上の情報資源のメタデータを扱う際に有用な標準として広く認知及び採用されている。ISO 15836-2:2019は、ISO 15836-1:2017に比べてメタデータの表現力が高い一方で、それぞれの語彙の値がとり得る範囲(値域)を明確に定めていることから、ISO 15836-1:2017の代替ではなく、ISO 15836-1と併せて用いるものである。異なる地域及び領域のメタデータ作成機関がこのISO規格に基づいてメタデータを作成することで、メタデータの互換性が確保されることとなる。このような状況から、情報資源のメタデータを記述するための基本記述要素を基に拡張した55のメタデータ語彙を規定する規格として、ISO15836-2:2019に整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国際的かつ領域横断的なメタデータの相互運用性が確保され、複数のメタデータ作成機関によって作成されたメタデータの統合的な検索や相互の利活用を促進することができ、一般利用者にとってもメタデータ検索の利便性の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義及び略語 ・メタデータ用語の記述		ISO 15836-2:2019 Information and documentation — The Dublin Core metadata element set — Part 2: DCMI Properties and classes	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録(ダブリンコアメタデータ)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2025年10月	35.240.30	4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	制定	X18128	情報及びドキュメンテーション－記録リスク－記録管理のリスクアセスメント	Information and documentation－Records risks－Risk assessment for records management	【制定・改正する理由(必要性)】 多種多様にして大量の記録情報を扱う現代社会の中で、記録管理を適切に実行していくことが不可欠な時代となったが、情報漏えい及び記録の紛失・改ざんなどの問題が後を絶たない状況である。このための対応策の一つとして、記録の管理におけるリスクアセスメントの規格であるISO 18128:2024が発行された。この国際規格は、ISO 31000(Risk management－Guidelines)(JIS Q 31000が対応)が確立したリスクマネジメントプロセスに基づき、記録管理のリスクアセスメントを行う方法及びガイドを提供するものである。ISO 15489-1(Information and documentation－Records management－Part 1: Concepts and principles)(JIS X 0902-1が対応)が定める基本概念の一つである“評価”(どのような記録を作成及び捕捉し、どれぐらいの期間にわたり記録管理を確保するのかを決めるためのもの)に主要な判断材料を提供して、より着実な記録管理の実現に寄与するとともに、ISO 31000及びIEC 31010(Risk management)(JIS Q 31000シリーズ規格が対応)による組織の全体的なリスクマネジメントフレームワークに、この記録管理のリスクアセスメント結果を組み込むことによって、より適切で確実なリスク対応策を導出できるようにするものである。また、ISO 30301(Information and documentation－Management systems for records－Requirements)(JIS X 30301が対応)が確立した記録のマネジメントシステムに、記録に関連するリスク及びリスクマネジメントの知識及び技法を提供し、補強するものでもある。我が国における記録管理の確立を支援し、組織のリスク対応策をより確実なものとして、組織の合理的で適切な業務活動と経営管理とに貢献するために、国際規格ISO 18128に整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定及び周知によって、記録管理の着実な実施の支援、及び組織全体の確実なリスク対応策の導出への支援を通して、組織の業務活動及び経営管理がより合理的で適切なものとなるとともに、組織への信頼を確立することが期待できる。また、記録が使用できなくなること、記録の信頼性、真正性及び完全性の喪失、記録の紛失並びに改ざんを防止することを通して、組織活動及び経営管理を支援し、組織への信頼を確立することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・中核となる概念 ・範囲、コンテキスト及び基準の決定 ・リスクアセスメント技法の使用 ・リスク特定 ・リスク分析 ・リスク評価		ISO 18128:2024 Information and documentation－Records risks－Risk assessment for records management	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法、使用方法) 対象事項: 記録管理	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2026年10月			1
JSA	07 情報	制定	X20151-1	クラウドコンピューティング及び分散プラットフォーム－データスペース－第1部:概念及び特長	Cloud computing and distributed platforms－Dataspaces－Part 1: Concepts and characteristics	【制定・改正する理由(必要性)】 データスペースの概念及び特長についてまとめたISO/IEC DIS 20151-1 Cloud computing and distributed platforms－Dataspaces concepts and characteristicsが出版される。この規格はISO、IECとして初めてデータスペースについて規定した国際規格であり、欧州規格を基に開発されている。データスペースは、異なる組織・分野間でデータを安全かつ相互運用的に共有・活用するための基盤である。現在、各分野及び国でデータ共有の仕組みが個別に整備されており、相互接続性の欠如、データガバナンスの不統一、プライバシー保護・信頼性確保の困難などの課題が顕在化している。これらを解決し、公正で持続可能なデータ利活用を促進するため、国際規格と整合したJISの制定によって共通枠組みを整備することが必要である。	【期待効果】 データスペースは経済産業省が推進するウラノスエコシステムはもちろん、DPP(デジタル製品パスポート)、メタバース、Web 3.0、サステナブルな都市といった権利又は契約を伴う分散プラットフォームの中核をなすことが予想され、当初からJIS化し概念整理を提供することで、国内外の不都合な乖離を極力減らすことが期待される。これによって、国際社会全体としてデータスペースの概念を同一に認識し、今後の他分野の国際開発はもちろん、国際的な競争力強化、業界、経済活動に至るまで好影響を及ぼすことが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・略語 ・データスペースを用いた信頼できるデータ共有 ・データスペースの概念及び関連する特性 ・データスペースの機能コンポーネント		ISO/IEC DIS 20151-1 Cloud computing and distributed platforms－Dataspaces－Part 1: Concepts and characteristics	IDT	第2条の該当号: 6(種類、構造、性能) 対象事項: データスペース	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2026年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X24495-1	プレインランゲージ第1部－主導原則及び指針	Plain language – Part 1: Governing principles and guidelines	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、公的文書が消費者向けの情報発信や説明責任を果たす場面で用いられるようになり、より正確で分かりやすい表現が求められている。このような社会的変化及び社会ニーズに応えるため、ISO 24495-1 (Plain language – Part 1: Governing principles and guidelines) は、公的文書及び企業における情報開示(IR文書、消費者保護に関する文書など)の書き方を規定している。この規格のJIS化は、記録のマネジメントで重要な“文書化した情報”の記載に役立つ基準を提供する。誰もが必要な情報にアクセスできる社会を築く上で、明確な文書の書き方や情報開示の基準を提供するものであり、制度として整える意義が大きい。 また、例えば、AI翻訳に当たって、正確なアウトプットのためには明瞭で簡潔な情報の入力が必要である。プレインランゲージは文構造が明瞭で一義的であるため、機械翻訳との親和性が高く、翻訳精度の向上に貢献する。 JISとして明文化することで、文章の“分かりやすさ”に関する基準が統一され、文書作成・文書校正作業の効率化及び文書の質の向上が期待される。プレインランゲージは単に“やさしい表現”ではなく、読者にとって必要な情報を、必要な順序で、理解しやすく提示することを重視する。JIS化によって、企業及び行政機関での導入も進みやすくなる。 以上のことから、ISO 24495-1のJIS化は、書き手及び読み手の双方にとって有益な、実用的かつ本質的なコミュニケーションの改善をもたらすものである。分かりやすく適切な文書作成のために、国際規格に整合したJISの制定が必要である。	【期待効果】 この規格に従った分かりやすい文書の作成を通じて、書き手と読み手の相互理解の促進に寄与する。また、分かりやすい文書の作成を通じて正確なコミュニケーションが可能となることから、効率的な産業活動又は研究開発活動の基盤形成に特に寄与する。さらに、この規格の制定によって、文書の質が向上することで国際的なコミュニケーションが円滑になることから、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・主導原則 ・指針		ISO 24495-1:2023 Plain language – Part 1: Governing principles and guidelines	IDT	第2条の該当号: 7 (作成方法) 対象事項: 電磁的記録	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2026年7月		2
JSA	07 情報	制定	X25000-2	システム及びソフトウェア技術－システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE) －第2部: 用語	Systems and software engineering – Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) – Part 2: Vocabulary	この規格は、システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価に関連する国際規格SQuaREファミリーの規格群における、共通の用語及びその定義を体系的に規定するもので、ISO/IEC DIS 25000-2 (2026年中にIS発行見込) に基づき、新たに制定する。 これまで、SQuaREファミリーの規格群の用語及び定義は、個々の規格で定義され、規格間で、元の英語は同じ用語であるにもかかわらず、定義文に差がある場合もあり、利用にあたり相互理解の促進を妨げる面があった。また、SQuaREファミリー規格の開発では、用語に関わる重複した作業(検討、検証)も発生していた。SQuaREファミリーの規格群の用語及びその定義を提供する、国際規格が制定されることから、我が国においても利用者の利便性を向上させ、生産性の向上に寄与するために、国際規格との整合を図ったJISの制定が必要である。	【期待効果】 SQuaREファミリーの多数の規格は、日本国内において、様々な出版物、国家試験などでも使われているが、その用語及び定義が洗練されて、共通に定義されることで、利用者は理解しやすくなり利便性が向上する。また、関連する国際規格(SQuaREファミリー)との整合性を確保したJISが体系的に整備されることから、既に制定されているSQuaREファミリーのJISと共に、システム及びソフトウェア製品の品質に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化などに寄与する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義		ISO/IEC DIS 25000-2 Systems and software engineering – Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) – Part 2: Vocabulary (2026年7月にFDISに進む予定)	IDT	第2条の該当号: 5 (用語) 対象事項: システム及びソフトウェア	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	10 金属・無機材料	制定	Z2263-1	金属材料の変動振幅疲労試験方法—第1部:一般原則, 試験方法及び報告要件	Variable amplitude fatigue testing of metallic materials —Part 1: General principles, test method and reporting requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 一定の振幅, 平均値, 及び周波数で変化する定常な応力変化又はひずみ変化下における疲労強度特性は, 材料の基本的疲労特性として重要であるため, 定常な応力又はひずみ変化の下で行うことを目的とした疲労試験を行うための, 多くの規格が制定されている。一方, 自動車, 鉄道, 発電設備, 橋梁をはじめ, 実際の多くの機械要素及び構造物に作用する応力又はひずみの変化が定常であることは稀で, 実働状態において作用する応力又はひずみは, 振幅, 平均, 及び周波数が複雑に変化する場合が多い。したがって, 機械・構造物の耐疲労強度設計及び保守管理においては, 実働状態における応力又はひずみ変化を受ける場合の疲労特性を考慮することが重要であるが, 実働状態の応力又はひずみ変化は対象により多岐にわたっている。そのため, 強度部材の疲労寿命推定を行い, 耐疲労強度設計及び保守管理を行うために, 実働の応力又はひずみ状態を再現して疲労試験を行うことが望ましい。しかしながら, 実働の応力又はひずみによって疲労試験を行うことは容易ではないので, 通常は, 実働の応力又はひずみ変化に基づいて, 任意の時間又は破損までの時間を導き出すこと, 実働の応力又はひずみ変化に基づいて疲労試験機を制御することなどは困難であることが多い。そのため, 実働の応力又はひずみ変化に対する疲労強度評価においては, 対象に応じて, 実働の応力又はひずみ変化状態を単純化したプログラム変動応力又はひずみ変化に置換して疲労試験を行うことが必要である。このような単純化した実働負荷に基づいて信頼性のある疲労強度評価を実施するためには, 試験機に負荷する応力又はひずみを制御する信号を単純化するための方法, 及び疲労試験法をJIS化し, 疲労試験結果の妥当性を保証する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって, 振幅が変動する繰返し負荷を受ける機械及び構造物の設計基準及び保守点検基準について, 国際規格との整合が図られるとともに, 最近の技術の実態が反映された耐疲労設計法が標準化されることから, 我が国で設計・製作した製品の安全性を海外で保証することが容易になり, かつ, 取引の円滑化にも寄与することが期待される。	主な規定項目は, 次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・試験原理 ・原負荷履歴 ・負荷履歴の記述 ・多段プログラム負荷 ・遷移行列及び元の行列からの制御信号の生成 ・変動振幅条件下における疲労試験の実施 ・個々の試験片に関する試験報告書		ISO 12110-1:2013 Metallic materials—fatigue testing—Variable amplitude fatigue testing—Part 1: General principles, test method and reporting requirements	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 金属材料	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	公益社団法人日本材料学会のWG	2026年7月		3
JSA	10 金属・無機材料	制定	Z2263-2	金属材料の変動振幅疲労試験方法—第2部: サイクル計数法及びデータ表示法	Variable amplitude fatigue testing of metallic materials —Part 2: Cycle counting and data reduction methods	【制定・改正する理由(必要性)】 一定の振幅, 平均値, 及び周波数で変化する定常な応力変化又はひずみ変化下における疲労強度特性は, 材料の基本的疲労特性として重要であるため, 定常な応力又はひずみ変化の下で行うことを目的とした疲労試験を行うための, 多くの規格が制定されている。一方, 自動車, 鉄道, 発電設備, 橋梁をはじめ, 実際の多くの機械要素及び構造物に作用する応力又はひずみの変化が定常であることは稀で, 実働状態において作用する応力又はひずみは, 振幅, 平均, 及び周波数が複雑に変化する場合が多い。したがって, 機械・構造物の耐疲労強度設計及び保守管理においては, 実働状態における応力又はひずみ変化を受ける場合の疲労特性を考慮することが重要であるが, 実働状態の応力又はひずみ変化は対象により多岐にわたっている。そのため, 強度部材の疲労寿命推定を行い, 耐疲労強度設計及び保守管理を行うために, 実働の応力又はひずみ状態を再現して疲労試験を行うことが望ましい。しかしながら, 実働の応力又はひずみによって疲労試験を行うことは容易ではないので, 通常は, 実働の応力又はひずみ変化に基づいて, 任意の時間又は破損までの時間を導き出すこと, 実働の応力又はひずみ変化に基づいて疲労試験機を制御することなどは困難であることが多い。そのため, 実働の応力又はひずみ変化に対する疲労強度評価においては, 対象に応じて, 実働の応力又はひずみ変化状態を単純化したプログラム変動応力又はひずみ変化に置換して疲労試験を行うことが必要である。実働の応力又はひずみ変化による疲労損傷を評価するためには, 疲労強度を支配する特性因子を抽出し, 応力又はひずみ変化の頻度分布を考える必要がある。影響因子の抽出はカウント法によって実施されるが, カウント法によって信頼性のある疲労強度評価を行うためには, カウント法をJIS化することによって, その妥当性を保証する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって, 振幅が変動する繰返し負荷を受ける機械及び構造物の設計基準及び保守点検基準について, 国際規格との整合が図られるとともに, 最近の技術の実態が反映された耐疲労設計法が標準化されることから, 我が国で設計・製作した製品の安全性を海外で保証することが容易になり, かつ, 取引の円滑化にも寄与することが期待される。	主な規定項目は, 次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・サイクルカウント法 ・カウント法の選択		ISO 12110-2:2013 Metallic materials—fatigue testing—Variable amplitude fatigue testing—Part 2: Cycle counting and related data reduction methods	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 金属材料	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	公益社団法人日本材料学会のWG	2026年7月		3

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	10 金属・無機材料	制定	Z2295	金属材料の微小クリープ試験方法	Metallic materials-Uniaxial miniature creep testing in tension-Method of test	【制定・改正する理由(必要性)】我が国における石炭火力発電プラントは、電力需給のバランス調整に必須の設備であるが、脱炭素の世界情勢から新設は困難であり、既設設備の長期運用が前提となっている。そのためには、高温部材の的確なクリープ劣化診断法が求められており、その中でも破壊試験法は高い精度が期待できる手法である。破壊試験法の実施には、対象物からのサンプル採取が必要であるが、近年、実機からの採取負担が極めて小さい微小な薄片を用いた微小クリープ試験方法が開発され、高精度なクリープ余寿命診断が可能となっており、関係者から標準化が望まれている。この試験方法において、試験データの信頼性と再現性を確保し標準化するため、JISを制定する必要がある。	【期待効果】試験方法が標準化されることで診断結果の信頼性や再現性が確保され、安全かつ合理的な火力プラント運転等の実現とともに保守管理計画に活用されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び内容 ・原理 ・試験装置 ・試験片 ・試験方法 ・報告事項		—	—	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 金属材料	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	利便性の向上	公益社団法人日本材料学会のWG	2026年7月			2
JSA	10 金属・無機材料	制定	Z3199	鉛フリーはんだ対応はんだこて試験方法	The method for soldering iron corresponding to lead-free solder	【制定・改正する理由(必要性)】はんだ付けに使用されるはんだは、長らく「すず鉛」合金であったが、2006年に施行されたEU RoHS指令によって鉛が規制されたことから、現在は鉛フリーはんだが実用化されている。鉛フリーはんだは、鉛入りはんだに比べ融点が高く、はんだぬれ性が劣り、金属を侵食する力が強いなどの課題があり、国内外のはんだこてメーカーは、これらの技術的課題を克服するために、ヒータ、こて先、制御回路などのはんだこての高性能化に取り組み、鉛フリーはんだの実用化に対応する装置の開発を進めてきた。一方、車載、家電、PCなどあらゆる電子基板のユーザーにおいては、鉛フリーはんだ対応のはんだ付け装置を選定するに当たって、「WES2810 鉛フリーはんだ対応はんだこて試験方法」(日本溶接協会 2012年制定)を適用し、その性能、耐久性等を評価している。しかし、当該試験方法は制定から12年が経過し、この間、半導体、電子部品等の技術進歩に伴って、携帯電話、PC等の小型化による電子基板の微細化、大電流を制御するパワー半導体などの熱量の必要なはんだ付け、自動化などはんだ付け関連技術も高度化しており、最新技術に対応できる方法に見直すことが必要となっている。また、同時に、鉛フリーはんだを用いた半導体、電子部品等が組み込まれる機器は、車載、携帯電話、PCのほか、宇宙、航空分野など、より高度な信頼性が求められる分野へと拡大しており、当該試験方法についても、国家規格として新たに制定することが求められている。	【期待効果】この規格の制定によって、最近の技術の実態を反映した試験方法による性能、耐久性等の評価が可能となり、鉛フリーはんだ対応はんだこての品質及び生産性の向上に寄与することが期待できる。ひいては、これらの装置によってはんだ付けされた半導体、電子部品等が組み込まれる機器の信頼性向上につながる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・はんだこて熟回復試験法 ・はんだこて先寿命試験方法 ・はんだこて先アース間抵抗測定法 ・はんだこて先ぬれ性試験方法		—	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 鉱工業品 (はんだこて)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ 「選択理由」 イ:標準化することで取引の迅速化及び公正化に寄与することが期待できる。 ウ:標準化することで取引での相互理解の促進に寄与することが期待できる。 欠点: いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本溶接協会のWG	2025年9月	25.160.50	4		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	10 金 属・無 機材料	制定	Z3270	ろう(ろう付用)	Brazing filler metals	【制定・改正する理由(必要性)】 ろう付に用いるろうについては、現在、ろうの主原料ごとにJIS Z 3261など8規格のJISが規定されている。ろう付はモノづくりの基盤技術であり、新規開発材料及び新製品に対応するろう材開発が世界的に継続している。ろう材開発の進展により、市場の実態と規格の規定内容との乖離が大きくなっている。また、国際規格であるISO 17672(Brazing-filler metals)が2024年に改訂され、新規に開発されたろう材などが規格化され、この国際規格とJISとの乖離が更に生じている状況にある。なお、現行のJISは主原料ごとに個別の製品規格として規格化しているが、国際規格で一つの規格に統合されたため、対応するISO 17672と同様に一つの規格とすることが合理的であることから、現行の個別規格を廃止し、新たな規格として制定することが求められている。このような実態を踏まえ、国際規格と整合させ市場の実態に合致した規格化を図るため、JISを制定する必要がある。この新たなJISの制定に伴ってJIS Z 3261～JIS Z 3268(JIS Z 3263を除く)をこの規格に統合するため、この規格の制定と同時にこれらの規格を廃止する。 JIS Z 3263については、強制法規へ引用されているため、この新たなJISが周知できるまで存続し、後に廃止を検討する。	【期待効果】 この規格を制定することによって、製品の開発及び製造が容易になり、かつ、海外との取引の円滑化に寄与することが期待できる。また、ろう材やろう付製品の市場の混乱を防げるだけでなく、正しい認知が定着することにより、この市場のさらなる拡大に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・種類 ・寸法 ・化学成分 ・化学分析 ・ろうの表記 ・供給条件	Z 3261, Z 3262, Z 3264, Z 3265, Z 3266, Z 3267, Z 3268	ISO 17672:2024 Brazing Filler metals	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、化学成分) 対象事項: ろう材	法律の目的に適合している。	利点: オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本溶接協会のWG	2026年4月		2
JSA	10 金 属・無 機材料	制定	Z3960	溶接及び関連工程における安全衛生—アーク溶接用の透明な溶接遮光カーテン、ストリップ及びスクリーン	Health and safety in welding and allied processes — Transparent welding curtains, strips and screens for arc welding processes	【制定・改正する理由(必要性)】 アーク溶接作業は、強烈なアーク光が発生するが、このアーク光による健康被害を作業者本人及び周辺の作業者に生じさせないために、遮光カーテンなどが用いられている。しかし、遮光カーテンなどがアーク光をどの程度遮断しているか、また、どの程度遮断したものとすべきかの規定が標準化されていなく、適切な遮光カーテンなどが使用されているのか、安全な作業環境が担保されているのかが不明確な状況となっている。このため、作業従事者に健康被害が発生するなどの問題が生じている。このような問題に対応するため、国際規格では、2014年にISO 25980(Health and safety in welding and allied processes — Transparent welding curtains, strips and screens for arc welding processes)が制定され、その後2023年に改訂されている。このような状況から、我が国においても、作業従事者の健康被害を抑止するため、ISO 25980を基とし、アーク溶接作業時の安全な作業環境を確保するため、溶接カーテンなどの安全要件について標準化する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することで、この規格の安全要求を満たしている遮光カーテンなどのアーク光の遮断設備が普及することによって、アーク光による皮膚炎、電気性眼炎及び盲目障害などの健康被害を防ぐことが期待でき、労働環境の安全性向上に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・透過率 ・紫外光放射性 ・炎の広がり抵抗性 ・縫合・アイレット強度 ・試験・計算方法 ・表示 ・使用上の情報	ISO 25980:2023 Health and safety in welding and allied processes— Transparent welding curtains, strips and screens for arc welding processes	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: アーク溶接用遮光カーテン	法律の目的に適合している。	利点: ア、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本溶接協会のWG	2025年10月	13.100;25.160.20	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階		
JSA	01 基 本	制定	Z9062	新技術及び新製品開発 プロセスのための統計的 方法の応用－ロバスト許 容差設計(RTD)	Application of statistical and related methods to new technology and product development process－Robust tolerance design (RTD)	【制定・改正する理由(必要性)】 製品の設計者が製品製造時に定める製品仕様には、製品 の部品及び/又は構成要素の公称値及び許容差が含まれ る。設計パラメータの最適な公称値はロバストパラメータ設 計(RPD)によって決定され、最適な許容差はロバスト許容差 設計(RTD)によって決定される。RTDは、最適なRPD条件、 すなわち設計パラメータの最適値の組合せ条件の下で、出 力のばらつきの最小化という品質の観点から、製品の部品 及び/又は構成要素の設計パラメータの値の許容差を最適 に設定する方法である。 製品設計において、RPDとRTDとを一緒に用いることは、製 品品質を最適化するために、コスト的にも有効かつ効率的 な方法を提供し、また、設計パラメータの最適な公称値と許 容差で製造された製品は、出荷後の使用条件下でのノイズ 状況に対してロバスト(ばらつきが少ない)であり、これに よって、欠陥、故障、品質問題による使用者の品質損失 (製品やサービスの品質が低下することによって生じる損 失)を最小限に抑えられる。 これらのうちRPDについては、既にISO 16336:2014を基に JIS Z 9061:2016が制定されているが、今般、RTDに関して ISO 16337:2021が制定されたため、RPDと同様、当該国際 規格を基としたJISを制定する。	【期待効果】 この規格の制定によって、製品製造にお いてコスト的にも有効かつ効率的な方法 が確立し、また、製品使用時における品質 損失となる問題を最小限に抑えられる方 法を提供することが可能となるため、品質 の改善若しくは明確化、生産性等の向上 又は産業の合理化、及び効率的な産業活 動又は研究開発活動の基盤形成に寄与 することが期待される。また、国際規格と整 合させることで国際貿易の円滑化にもつな がることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・ロバスト許容差設計 ・RTD ケーススタディ(1) - 理論式を使用し た回路の安定化 ・RTDケーススタディ(2) - シミュレーション実 験によるピストンの安定化		ISO 16337:2021 Application of statistical and related methods to new technology and product development process－Robust tolerance design (RTD)	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気製品、機械製品 など	法律の目的に 適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しな い。			国際標準をJIS化する もの	一般財団法人日本規 格協会のWG	2025年10月	03.120.30	4	
JSA	01 基 本	制定	Z82079-1	製品の使用情報(使用説 明)の作成－第1部:原則 及び一般要求事項	Preparation of information for use (instructions for use) of products－Part 1: Principles and general requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品の使用情報に関する原則及び要求事 項を規定するものである。製品のライフサイクルにわたる使 用情報に関する国際規格IEC/IEEE 82079-1が2019年に IEC、ISO 及び IEEEの共同文書として発行された。対応国 際規格は、ソフトウェアやサービスも含む広く製品一般を対 象とし、使用説明の形態も従来の取り扱い説明書からWeb 上に置かれるものまで広く扱っている。我が国では、JIS C 0457:2006 (IEC 62079:2001)「電気及び関連分野－取扱 説明の作成－構成、内容及び表示方法」が用いられてきた が、より広い対象を扱う対応国際規格を新たにJIS化するこ とが求められている。	【期待効果】 対応国際規格及び市場の実態に合わせ た制定を行うことにより、この規格群の規定 に基づいた製品の使用説明が作成され、 対象とする製品をより安全に使用してもら うことができるなど、消費者保護につな がることが期待される。 また、本規格に基づいた使用説明を生 産者が作成することは、国際規格に整合 した使用説明を消費者に提供すること につながるため、当該製品の海外への販路 拡大をより円滑に進められるようになるこ とが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 使用情報に対する要求事項の達成 5. 原則 6. 情報管理プロセス 7. 使用情報の内容 8. 使用情報の構造 9. 使用情報の媒体及び体裁 10. 専門的適格性	C0457	IEC/IEEE 82079-1:2019	IDT	第2条の該当号: 2(鉱工業品の使用方 法) 対象事項: 鉱工業品全般	法律の目的に 適合している。	利点: イ、カ、キ 欠点: いずれも該当しな い。		国際標準をJIS化する 場合	一般財団法人日本規 格協会のWG	2025年4月	01.110;29. 020	5		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2026年10月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	10 金属・無機材料	制定	Zxxx	スポット溶接部の機械式ピール試験方法	Mechanized peel test of resistance spot welded joints	【制定する理由(必要性)】 世界的には、重ね抵抗溶接部のピール強さ(引裂き強さ)を評価する手段として、我が国でJIS Z 3137(抵抗スポット及びプロジェクション溶接継手の十字引張試験に対する試験片寸法及び試験方法)として制定されている“十字引張試験”以外に、溶接した試験片をI字形に曲げ、これを引張試験して溶接部のピール強さを計測する手法が以前から採用されてきた。国際規格としては、ISO 14270(Specimen dimensions and procedure for mechanised peel testing resistance spot, seam and embossed projection welds、機械式ピール試験の試験片寸法及び試験方法)として制定されている。欧米において、十字引張試験方法以外に機械式ピール試験方法が採用されている主な理由は、試験片形状が自動車などのスポット溶接部である実構造物のフランジ継手接合部をより反映しているためである。さらに、機械式ピール試験方法による溶接部のピール強さに対する評価性能は、旧来の十字引張試験の方法に対して優るとも劣らないだけでなく、試験片への穴あけ加工が不要となることなど、試験手順の簡単化、安価な試験費用を実現できることで試験の主流となってきた。このような状況から、国際整合化を図るとともに我が国自動車産業の国際競争力維持の観点から、この機械式ピール試験方法をJISとして制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除され国際競争力を強化できることが期待される。さらに、試験方法が簡単になることから試験コストを削減でき、生産性向上に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験片 5 機械式ピール試験片の作製手順 6 試験装置及び試験方法 7 記録		ISO 14270:2016 Resistance welding – Destructive testing of welds – Specimen dimensions and procedure for mechanized peel testing resistance spot, seam and embossed projection welds	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: スポット溶接部	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化する	一般社団法人日本溶接協会のWG	2026年7月		2